

障第1369号  
令和3年3月4日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
（岐阜市所管の施設等は除く。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（仮称）等の案文（現時点版）の送付について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今般、指定障害福祉サービス等算定告示等の一部改正等に関して、厚生労働省より現時点版の案文が示されましたのでお知らせします。

なお、当該案文の改正内容につきましては、決定されたものでないこと、及び、今後、追加・削除・変更も含め、修正がなされる可能性があるためご注意ください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	入 山
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		